

平成28年度 国民健康保険税の 納税通知書を7月中旬に発送します

第1期分の納期限は、8月1日(月)です。

口座振替の人は、引き落とし日が8月1日(月)ですので、資金不足とならないよう預金残高を確認してください。

問合せ＝保険年金課 保険税係 (☎53-1646)

国民年金保険料免除制度の申請は お早めに！—平成28年度申請は7月開始—

国民年金には、経済的な理由等で保険料(平成28年度の保険料額：16,260円)を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除される制度があります。
※免除には、平成27年中の所得の審査があります。

免除の種類＝

- ①全額免除：保険料の全額を免除
- ②一部免除：保険料の一部を納め、残りの保険料を免除(3/4納付・半額納付・1/4納付)
- ③納付猶予：50歳未満の人

承認期間＝7月から翌年6月まで

申請方法＝印鑑を持って(退職者の場合は離職票も)、奈良年金事務所か市保険年金課 国民年金係窓口へ。審査の後、結果(承認・却下)を2ヵ月後ぐらいに日本年金機構より郵送でお知らせします。

※前年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請の申し出ている人は、引き続き全額免除・納付猶予に該当するか審査しますので申請は不要です。

ただし、所得の申告していない人は、審査できませんので、所得申告は忘れずに行なってください。

※一部免除の承認を受けた場合、承認後に改めて一部納付の納付書が送付されます。

一部納付の保険料を納付しないと、その承認期間は保険料未納期間になりますので、ご注意ください。



◆国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が 拡大されました。

平成26年4月1日からは、申請時点の2年1ヵ月前の月分まで申請できるようになりました。

7月時点で平成26年6月以降に未納期間がある場合は、一度窓口で相談してください。

なお、離職票等の添付書類が必要になることもありますので詳細は問い合わせてください。

問合せ＝奈良年金事務所 (☎0742-35-1370)

・保険年金課 国民年金係 (☎53-1647)

心身障害者医療費助成 受給資格証の更新について

「心身障害者医療費助成」の資格を持っている人は、現在使用されている「受給資格証」の有効期限が7月31日(日)までになっています。

●受給要件および所得を確認できた人は・・・

7月下旬ごろに新しい「受給資格証」を送付します。

●受給要件および所得を確認できなかった人は・・・
手続きが必要です。

対象の人には6月下旬に更新等の案内を送付していますので、早めに手続きをしてください。

※更新手続きをしなかった場合、資格喪失になることがあります。

問合せ＝保険年金課 医療係 (内線327・328)

介護保険 負担割合証更新のお知らせ

要介護認定を受けている人、または総合事業を利用している人について、現在お持ちの負担割合証の有効期限が7月31日(日)になっています。

8月1日(月)以降の負担割合証は、7月下旬に対象者に送付します。サービスを利用する時は、必ず負担割合証をサービス事業所に提示してください。

なお、古い負担割合証は、8月以降に介護福祉課まで返却してください。

問合せ＝介護福祉課 介護給付係 (内線514・515)

児童手当の 現況届はお済みですか

平成28年5月末現在、児童手当を受けている人で現況届をまだ提出していない人は、至急提出してください。



この届を提出しないと、受給資格があっても、引き続き6月分以降の手当を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

問合せ＝こども福祉課 こども係 (内線522)

単独浄化槽清掃の申し込みは お早めに

7・8月の単独浄化槽の清掃予約は大変混み合います。希望する日程に予約できない場合がありますので、申し込みは早めをお願いします。

申込・問合せ＝衛生センター (☎56-2279)